

福井市監査告示第22号

令和2年9月10日付け監査告示第16号にて公表した監査結果報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月24日

福井市監査委員 谷川 秀男
福井市監査委員 滝波 秀樹
福井市監査委員 今村 辰和
福井市監査委員 下畑 健二

- 1 監査の種類 定期監査（学校等監査）
2 措置を講じた部局等 教育委員会事務局 教育総務課
3 措置通知を収受した年月日 令和2年11月17日
4 措置内容

| 指摘事項 | 措置内容 |
|---|--|
| <p>建築基準法第12条及び消防法第17条の3の3に基づく法定点検（建築物・建築設備・防火設備・消防用設備等）において要是正と指摘された事項の多くが、相当の期間、未対応の状態となっている。</p> <p>教育委員会及び各学校の管理責任者は、学校の施設及び設備</p> | <p>法定点検の指摘事項の是正については、財政部局と協議のうえ、予算措置し、計画的に対応する。</p> <p>また、学校施設の安全を確保するため、各学校あてに管理者による日々の点検や月1回の周期的な点検の適切な実施方法等についてあらためて通知した。</p> |

を常に良好な状態において管理しなければならず、法定点検により不良と指摘を受けた事項については、速やかに対応されたい。

また不良箇所の早期発見のための自主点検を適切に行い、安全対策の体制強化に努められたい。